

中華人民共和國循環經濟促進法

中華人民共和國主席令第四號

《中華人民共和國循環經濟促進法》はすでに中華人民共和國第十一回全國人民代表大會常務委員會第四次會議にて2008年8月29日に通過したので、ここに公布し、2009年1月1日より施行する。

中華人民共和國主席 胡錦濤

2008年8月29日

中華人民共和國循環經濟促進法

(2008年8月29日第十一回全國人民代表大會常務委員會第四次會議通過)

第一章 總則

第二章 基本管理制度

第三章 減量化

第四章 再利用と資源化

第五章 獎勵措置

第六章 法律責任

第七章 附則

第一章 總 則

第一條 (制定の目的) 循環經濟を發展させ、資源の利用効率を高め、環境を保護改善し、持続

的發展を実現するために、本法を制定する。

第二条（用語の定義）本法で言う所の循環経済は、生産・流通・消費などの過程における減量化・再利用・資源化活動の総称を指す。

本法で言う所の減量化は、生産・流通・消費などの過程における資源消耗と廃棄物生成の減少を指す。

本法で言う所の再利用は、廃棄物を直接的に製品となし、或は修復・新品再生・再製造後に継続して製品として使用し、或は廃棄物の全部あるいは一部をその他製品の部品として使用する事を指す。

本法で言う所の資源化は、廃棄物を直接的に原料として利用し、あるいは廃棄物に対して再生利用を行うことを指す。

第三条（循環経済発展の基本）循環経済の発展は国家経済社会発展の一つの重要な戦略であり、統一計画と合理的な配置に従い、その土地の事情に適した措置と実効を重視し、政府は市場の導きを推進し、企業は公衆参加の方針を実施しなければならない。

第四条（減量化の優先）循環経済の発展は、技術的に可能で、経済的に合理で、資源の節約と環境保護に有利であるとの前提の下で、減量化を優先する原則に従って実施しなければならない。

廃棄物の再利用と資源化の過程において、生産安全を保障し、製品品質を国家が規定した基準に適合させることを保証し、併せて二次汚染の発生を防止しなければならない。

第五条（政府の管理監督）国务院の循環経済発展総合管理部門が全国の循環経済発展の業務を組織し協調し監督管理する責任を負う。国务院の環境保護などの関連主管部門は各自の職責に照らして関連する循環経済の監督管理業務に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の循環経済発展総合管理部門が本行政区域の循環経済発展業務を組織し協調し管理監督する責任を負う。県級以上の地方人民政府の環境保護などの関連主管部門は各自の職責に照らして関連する循環経済の監督管理業務に責任を負う。

第六条 (政府の政策と計画) 国家が産業政策を制定する時、循環経済発展の要求に符合しなければならない。

県級以上の人民政府が国民経済と社会発展計画を編成し、県級以上の人民政府の関連部門が環境保護と科学技術などの計画を編成する時、循環経済を発展させる内容を含まなければならない。

第七条 (国家の奨励と支持) 国家は循環経済を展開する科学技術の研究開発と推進を奨励し支持し循環経済展開の宣伝・教育・科学知識の普及と国際協力を奨励する。

第八条 (循環経済の目標責任制) 県級以上の人民政府は循環経済発展の目標責任制を樹立し、計画・財政・投資・政府購入などの措置を採り、循環経済の発展を促進しなければならない。

第九条 (企業の採るべき措置) 企業の事業単位は健全な管理制度を樹立し、資源消費を引き下げ、廃棄物の生成量と排出量を減少させ、廃棄物の再利用と資源化レベルを高める措置を採らなければならない。

第十条 (国民の義務と権利) 国民は資源節約と環境保護を意識し、合理的に消費し、資源節約を強めなければならない。

国家は、国民が省エネ・節水・節材と環境保護に有利な製品と再生品を使用し、廃棄物の生成量と放出量を減少させることを導き奨励する。

国民は資源の浪費と環境破壊行為を通報する権利があり、政府の循環経済の情報を調べ意見と提案を提出する権利がある。

第十一条 (業界の協会などの働き) 国家は、業界の協会が循環経済の発展において、技術指導とサービス作用を発揮することを奨励し支持する。県級以上の人民政府は、条件付で業界の協会などの社会組織に循環経済発展の促進を展開する公共サービスを委託できる。

国家は、仲介機構・学会とその他社会組織が循環経済の宣伝を行い、技術を広め、コンサルタントサービスを行い、循環経済の発展を促進することを奨励し支持する。

第二章 基本管理制度

第十二条 (計画の立案承認施行) 国務院の循環経済発展総合管理部門は、国務院の環境保護などの関連主管部門と共同で全国循環経済発展計画を立案し、国務院に報告して承認を得た後に公布して施行する。区を設けた市級以上の人民政府の循環経済発展総合管理部門は、その人民政府の環境保護などの関連主管部門と共同で本行政区域の循環経済発展計画を立案し、その人民政府に報告して承認を得た後に公布して施行する。

循環経済発展計画は、計画目標・適用範囲・重点任務と保障措置などを含まねばならず、併せて資源産出率・廃棄物再利用と資源化率などの指標を規定しなければならない。

第十三条 (汚染物排出・建設用地と用水の総量規制) 県級以上の地方人民政府は、上級人民政府が下達した本行政区域の主要汚染物排出・建設用地と用水の総量規制指標に基づいて、本行政区域内の産業構造の計画と調整を行い、循環経済の発展を促進しなければならない。

新規建設・改造建設・拡張建設のプロジェクトは、必ず本行政区域の主要汚染物排出・建設用地と用水の総量規制指標の要求に適合しなければならない。

第十四条 (評価指標と考査) 国務院の循環経済発展総合管理部門は、国務院の統計・環境保

護などの関連主管部門と共同で、循環経済の評価指標体系を樹立し完全にする。

上級人民政府は、前項で規定した循環経済の主要評価指標に基づいて、下級の人民政府に対して、循環経済発展の状況を定期的に考査し、併せて主要評価指標の完成状況を地方人民政府およびその責任者の考査評価の内容とする。

第十五条（製品・包装物の回収）強制回収リストに載せられている製品あるいは包装物を生産する企業は、必ず廃棄した製品あるいは包装物に対して回収する責任を負わなければならない。その中で、利用できる物の場合は当該生産企業が利用する責任を負わなければ成らない。技術経済条件から見て利用に適さない物の場合は当該生産企業が無害化処置に責任を負わねばならない。

前項で規定した廃棄製品あるいは包装物に対して、生産者が販売者あるいはその他組織に回収実施を委託した場合、受託した者は関連法律と行政法規の規定と契約の約定に基づいて、回収あるいは利用・処置する責任を負わねばならない。

強制回収リストに載せられている製品と包装物に対して、消費者は廃棄する製品あるいは包装物を生産者あるいはその回収を委託された販売者あるいはその他組織に渡さねばならない。

強制回収する製品と包装物のリストおよび管理方法は、国務院の循環経済発展総合管理部門が規定する。

第十六条（エネルギーと水の重点管理監督）国家は、鋼鉄・有色金属・石炭・電力・石油加工・化工・建材・建築・造紙・印染などの業界の、年間総合エネルギー消費量と用水量が国家规定の総量を超過する重点企業に対して、エネルギー消耗と水消耗の重点監督管理制度を実行する。

重点エネルギー消費組織のエネルギー節約監督管理は、《中華人民共和国エネルギー節

約法)の規定に基づいて執行する。

重点水消費組織の監督管理方法は、国务院の循環経済発展総合管理部門が国务院の関連部門と共同で規定する。

第十七条 (統計・標準・標識制度の樹立) 国家は、健全な循環経済の統計制度を樹立し、資源の消耗・総合利用と廃棄物生成の統計管理を強化し、併せて主要統計指標を社会に公表する。

国务院の標準化主管部門は、国务院の循環経済発展総合管理部門と環境保護などの関連主管部門と共同で、健全な循環経済の標準体系を樹立し、エネルギー節約・節水・節材と廃棄物再利用・資源化などの標準を制定する。

国家は、健全なエネルギー効率標識などの製品エネルギー効率標識制度を樹立する

第三章 減量化

第十八条 (奨励・制限・淘汰するリスト) 国务院の循環経済発展総合管理部門は、国务院の環境保護などの関連主管部門と共同で、奨励・制限・淘汰する技術・工芸・設備・材料と製品のリストを定期的に発布する。

淘汰リストに載せられた設備・材料と製品は、生産・輸入・販売を禁止し、淘汰リストに載せられた技術・生産技術・設備と材料は使用を禁止する。

第十九条 (使用物質の制限) 生産技術・設備・製品の設計に従事するときは、資源消耗と廃棄物生成を減少させ、回収しやすく、分解しやすく、無毒無害あるいは低毒低害の材料と設計方を優先的に選択して採用しなければならず、併せて国家標準の強制性の要求に符合しなければならない。

分解と処置の過程において環境を汚染する可能性のある電器電子などの製品に対して、国家が使用を禁止した有毒有害物質を使ってはならない。電器電子などの製品中に使用が禁止される有毒有害物質のリストは、國務院の循環經濟發展綜合管理部門が國務院の環境保護などの関連主管部門と共同で制定する。

製品の包装物を設計する時は製品包装標準を執行し、過剰包装による資源の浪費と環境汚染の発生を防止しなければならない。

第二十条 (節水) 工業企業は、進んだあるいは使用に適した節水技術と工藝と設備を採用し、節水計画を制定して実施し、節水管理を強化し、生産用水に対して全過程の制御を行わなければならない。

工業企業は、用水の計量管理を強化し、規格に合格した用水計量器具を配備し使用し、水消費量と用水情況分析制度を樹立しなければならない。

新規建設、改造建設、拡張建設のプロジェクトは、一連の節水施設を建設しなければならない。節水施設は主体工程と同時に設計・施工・使用しなければならない。

国家は、沿海地区で海水淡水化と海水の直接利用推進を奨励し支持し、淡水資源を節約する。

第二十一条 (石油燃料の清浄化と節約) 国家は、企業が高効率な石油節約製品を使用することを奨励し支持する。

電力・石油加工・化工・鋼鉄・有色金属と建築材料などの企業は、必ず国家の規定した範囲と期限内で、清浄石炭 (Clean Coal) ・石油コークス・天然ガスなどの清潔なエネルギーで燃料油を代替し、国家の規定に不適合な石油燃燒發電機と石油燃燒ボイラの使用を停止しなければならない。

内燃機とエンジン車両製造企業は、国家規定の内燃機とエンジン車両の燃料の経済性標準に準拠して石油節約技術を採用し、石油製品の消費量を減少しなければならない。

第二十二條（鉱物資源の開発採取） 鉱物資源の開発と採掘は、統一的に計画案配し、合理的な開発利用方を制定し、合理的な開発採鉱順序・方法・選鉱技術を採用しなければならない。採鉱許可証を発行する機関は、申請人が提出した開発利用方中の採回採率・採鉱貧化率・選鉱回収率・鉱山水循環利用率と土地復墾率などの指標を法により審査し、審査に不合格の場合、採鉱許可証を発行しない。採鉱許可証発行機関は、法により開発採鉱資産に対して監督管理を強化しなければならない。

鉱山企業は、主要鉱種の開発採取と同時に、共に伴って採れる工業価値のある鉱物に対して総合的に開発採取し合理的に利用しなければならない。同時に採出するが暫らく利用できない鉱産品および有用な成分を含む選鉱くずに対して、保護措置を採取し、資源損失と生態破壊を防止しなければならない。

第二十三條（建築物と構築物） 建築設計・建設・施工などを行う組織は、国家の関連規定と標準に従って、その設計・建設・施工する建築物および構築物に対して、省エネ・節水・土地の有効利用・節材の技術工芸と小型・軽量・再生の製品を採用しなければならない。条件の整った地域では、太陽エネルギー・地熱・風力などの再生可能なエネルギーを十分に利用しなければならない。

国家は、無毒無害な固体廃棄物から生産した建築材料を利用することを奨励し、ばら売りのセメントの使用を奨励し、予め小石と攪拌されたコンクリートの普及を推奨する。

レンガを焼いて耕作地を毀損することを禁止する。國務院あるいは省・自治区・直轄市人民政府が規定した期限と区域内での粘土レンガの生産・販売と使用を禁止する。

第二十四條（農業での水の有効利用） 県級以上の人民政府およびその農業などの主管部門

は、土地の集約利用を推進し、農業生産者の節水・肥料節約・農薬節約の進んだ種植・養殖と灌漑技術の採用を奨励支持し、農業機械の省エネを推進し、環境に優しい農業の発展を優先する。

水の不足する地域では、種植構造を調整し、節水農業を優先的に発展し、雨水の蓄積と利用を推進し、節水灌漑施設を建設して管理保護し、用水の利用効率を高め、水の蒸発と漏水損失を減少させなければならない。

第二十五条（国家機関の省エネ・節水・建築物保護） 国家機関および財政性資金を使用するその他組織は、節約を励行し、浪費を途絶し、省エネ・節水・土地有効利用・節材と環境保護に有利な製品・設備と施設を率先して使用して手本を示し、事務用品の使用を節約しなければならない。 国務院と県級以上の地方人民政府管理機関の事務の仕事をする機構は、その人民政府の関連部門と共同して、その国家機関などの機構が使用するエネルギーと用水の定額指標を制定し、財務部門は定額指標を根拠として支出標準を制定する。

都市人民政府と建築物の所有者あるいは使用者は、建築物の維持保護管理を強化し、建築物の寿命を延長する措置を採取しなければならない。都市計画と工事建設基準に適合している場合、合理的な使用寿命内の建築物は、公共の利益の必要な場合を除いて、都市人民政府は解体取り除きの決定をしてはならない。

第二十六条（サービス性企業） レストラン・娯楽・ホテルなどのサービス性企業は、省エネ・節水・節材と環境保護に有利な製品を採用し、資源浪費と環境を汚染する製品を使用しないか或は使用を減少しなければならない。

本法施行後に新規に建設するレストラン・娯楽・ホテルなどのサービス性企業は、省エネ・節水・節材と環境保護に有利な技術・設備と施設を採用しなければならない。

第二十七条（再生水の利用） 国家は再生水の使用を奨励し支持する。再生水を使用する条

件の有る地区では、水道水を都市道路の清掃と都市緑化および景観用に使うことを制限あるいは禁止する。

第二十八条（使い捨て商品の制限）国家は、製品安全と衛生を保障する前提の下で、使い捨て消耗品の生産と販売を制限する。具体的な制限品のリストは、国務院の循環経済発展総合管理部門が国務院の財政・環境保護などの関連主管部門と共同で制定する。

前項で規定するリストに記載された使い捨て消耗品の生産と販売は、国務院の財政・税務と対外貿易などの主管部門が規制性の税収と輸出などの措置を制定する。

第四章 再利用と資源化

第二十九条（区域における資源の総合利用）県級以上の人民政府は、区域経済の構造を統一的に計画し、産業構造を合理的に調整し、企業の資源総合利用などの領域での協力を促進し、資源の高効率な利用と循環使用を実現しなければならない。

各級の産業園区は、区内の企業を資源の総合利用を進行させるように組織し、循環経済の発展を促進しなければならない。

国家は、各級産業園区の企業が、廃物を交換利用し、エネルギーを段階的に利用し、土地を集約利用し、水を分類利用と循環使用し、基礎施設とその他施設を共同使用することを奨励する。

新規に建設されるあるいは改造される各級の産業園区は、法により環境影響評価を行い、併せて生態保護と汚染抑制措置を採り、その区域の環境水準を規定の基準に到達させなければならない。

第三十条（工業廃棄物の総合利用）企業は、国家の規定に従って、生産過程中に生成する粉

末石炭灰、石炭を掘る際に混じってくる石、選鉱くず、石くず、使えなくなった原料、排気ガスなどの工業廃棄物に対して、総合利用を進めなければならない。

第三十一条（水の重複再生利用）企業は、順繰りにつながった用水システムと循環用水システムを発展させ、水の重複利用率を高めなければならない。

企業は、進んだ技術・工芸と設備を採用し、生産過程中に生成する排水に対して再生利用を進めなければならない。

第三十二条（余熱などの総合利用）企業は、進んだあるいは回収に適した技術・工芸と設備を採用して、生産過程中で生じる余熱と余圧に対して総合利用を行わなければならない。

余熱や余圧・石炭層メタンガス・石炭泥（選鉱過程で出る石炭粉と石・粘土などの混合物）、ごみなどの低熱値燃料を利用した電力網結合の発電プロジェクトを建設する時、法律と国务院の規定に従って行政許可を取得しあるいは記録にのせてもらうために報告書を送付しなければならない。電力網企業は国家の規定に従って、資源総合利用発電企業と電力網への結合契約を締結し、電力網結合サービスを提供し、併せて電力網結合発電プロジェクトの供給電力量を全額購入しなければならない。

第三十三条（建設企業など）建設会社などの組織は、工事施工中に生じる建築廃棄物の総合利用を行わなければならない。総合利用条件を具備しない場合、条件を具備した生産経営者へ委託して総合利用あるいは無害化の処置を行わなければならない。

第三十四条（農業生産者など）国家は、農業生産者と関係が有る企業が進んだあるいは適した技術を採用し、農作物のわらや茎・鶏や家畜の糞尿・農産品加工した副産品・農業用フィルムの廃品などを総合的に利用し、メタンガスなどの生物性エネルギー源を開発利用することを奨励し支持する。

第三十五条（林業）県級以上の人民政府および林業主管部門は生態林業を積極的に発展さ

せ、林業生産者と関係する企業が木材の節約と代用技術を採用し、林業の廃棄物と薪材・灌木などの総合利用を展開し、木材の総合利用率を高めなければならない。

第三十六条（産業廃棄物の交換）国家は、生産経営者が産業廃棄物交換情報システムを樹立し、企業が産業廃棄物情報を交換することを支持する。

企業は、生産過程中に生ずる廃棄物に対して総合利用条件を具備していない場合、条件を具備している生産経営者に提供して総合利用を進めなければならない。

第三十七条（廃棄物取引市場）国家は廃棄物の回収体系建設を奨励し推進する。

地方人民政府は市町村計画に従って、廃棄物ネットワークと取引市場を合理的に配置し、廃棄物回収企業とその他組織が廃棄物収集・保存・運輸および情報交換を展開することを支持する。

廃棄物回収取引市場は国家環境保護・安全と消防などの規定に適合しなければならない。

第三十八条（特定製品への対処）電器電子製品の廃棄物、廃棄されたエンジンつき車や船舶、廃タイヤ、鉛電池などの特定製品に対して、分解あるいは再利用する場合、関連法律・行政法規の規定に適合しなければならない。

第三十九条（回収した電器電子製品）回収した電器電子製品を修理した後に販売する場合、必ず再利用製品標準に適合しなければならず、併せて見やすい位置に再利用製品の標識を表示しなければならない。

回収した電器電子製品を分解と再生利用する必要がある場合、条件を備えた分解企業へ売り渡さなければならない。

第四十条（再製造と新品再生）国家は、エンジン駆動車の部品、建設機械、工作機械などの製

品の再製造とタイヤの新品再生を支持する。

販売する再製造品と新品再生品の品質は国家が規定した標準に必ず適合しなければならず、併せて見やすい位置に再製造品あるいは新品再生品である標識を表示しなければならない。

第四十一条 (生活ゴミと汚泥) 県級以上の人民政府は、市町村生活ゴミの分類収集と資源化施設を建設し、分類収集と資源化利用体系を樹立し完全にし、生活ゴミの資源化率を高めなければならない。

県級以上の人民政府は、企業が汚泥資源化利用と処理施設を建設するのを支持し、汚泥総合利用水準を高め、二次汚染の発生を防止しなければならない。

第五章 奨励措置

第四十二条 (専門資金の設立) 国務院と省・自治区・直轄市人民政府は、循環経済発展の専用資金を設立し、循環経済の科学技術の研究開発、循環経済の技術と製品の模範を示して普及し、重要な循環経済のプロジェクトを実施し、循環経済の情報サービスなどの発展を支持する。具体的な方法は、国務院の財政部門が国務院の循環経済発展総合管理部門などの関連部門と共同で制定する。

第四十三条 (重要なプロジェクトへの支持) 国務院と省・自治区・直轄市人民政府およびその関連部門は、循環経済の重要な科学技術の重要問題に取り組むプロジェクトの自主創造研究・応用モデルと産業化発展を、国家あるいは省級の科学技術発展計画と高技術産業発展計画に取り入れ、財政性資金を手配して支持しなければならない。

財政性資金を循環経済の重要技術・装備に導入する時、消化・吸収と創造の方案を制定

し、関連する主管部門に報告して審査承認を得、併せてその監督により実施しなければならない。関連主管部門は実際の必要性に従って協調機能を樹立し、重要な技術・装備の導入と消化・吸収・創造に対して統一された計画に基づく協調をし、併せて資金の支持を与えなければならない。

第四十四条 (税収優遇) 国家は、循環経済の発展を促進する産業活動に対して税収優遇を与え、併せて進んだ省エネ・節水・節材などの技術・設備・製品の輸入を税収運用などの措置で奨励し、生産過程中的エネルギー消費が多く汚染の酷い製品の輸出を制限する。具体方法は国務院の財政・税務部門が制定する。

企業は、クリーン生産・資源総合利用などの奨励リストに記載されている技術・工芸・設備あるいは製品を使用あるいは生産した場合、国家の関連規定に従って税制優遇を享受する。

第四十五条 (重点投資領域) 県級以上の人民政府の循環経済発展総合管理部門が投資計画を制定し実施する時、省エネ・節水・節地・節材・資源総合利用などの項目を重点投資領域として取り入れなければならない。

国家の産業政策に適合する省エネ・節水・節地・節材・資源総合利用などの項目に対して、金融機構は優先貸付けなどの貸付け支持を与え、併せて一連の金融サービスを積極的に提供しなければならない。

淘汰リストに記載された技術・工芸・設備・材料・あるいは製品を生産・輸入・販売する企業に対して、金融機構は如何なる形であっても信用を授けて支持してはならない。

第四十六条 (資源有効利用の価格政策) 国家は、資源の節約合理的利用に有利な価格政策を実行し、組織と個人が水・電気・ガスなどの資源性製品の節約と合理的使用を導く。

国務院と省・自治区・直轄市人民政府の価格主管部門は、国家の産業政策に従って、資源

消耗の激しい制限類の項目に対して、制限性の価格政策を実行しなければならない。

余熱・余圧・石炭層ガス・およびボタ（石炭を掘る際に混じってくる石）・石炭泥・ゴミなどの低熱量の燃料を利用する電力網結合発電プロジェクトに対して、価格主管部門は資源の総合利用を有利にする原則に従って電力網への供給価格を確定する。

省・自治区・直轄市人民政府は、その区域の経済社会发展状況に従って、ゴミ排出料金制度を実行してよい。徴収した費用は、ゴミの分類・収集・運輸・貯蔵・利用と処置に用い、他の用途に使ってはならない。

国家は新旧の交換、保証金などの方式で廃物を回収することを奨励する。

第四十七条（政府の購入物資） 国家は、循環経済の発展に有利な政府購入政策を実行する。財政性の資金を用いて購入する場合、省エネ・節水・節材と環境保護に有利な製品および再生製品を優先的に購入しなければならない。

第四十八条（表彰と奨励） 県級以上の人民政府および関連部門は、循環経済の管理・科学技術研究・製品開発・模範顕示と普及の業務の中で、顕著な業績をあげた個人と組織を表彰し奨励しなければならない。

企業の事業単位は循環経済の発展に対して特別に貢献した個人と集団に対して表彰と奨励を与えなければならない。

第六章 法律責任

第四十九条（政府関係者の違反） 県級以上の人民政府の循環経済発展総合管理部門あるいはその他関連主管部門が、本法に違反している行為を発見しあるいは違法行為の通報を受取った後調査処置をしなかった場合、あるいはその他法に依らずに管理監督の職責を履行した場

合、その人民政府あるいは一級上の人民政府の関連主管部門は責任を持って改正させ、直接責任がある主管者とその他直接責任が有る人員を法により処分する。

第五十条 (淘汰リスト記載品の生産販売輸入使用) 淘汰リストに記載された製品・設備を生産・販売した場合、《中華人民共和国製品品質法》の規定に従って処罰する。

淘汰リストに記載された技術・工芸・設備・材料を使用した場合、県級以上の人民政府の循環経済総合管理部門が責任を持って使用を停止させ、違法使用した設備・材料を没収し、併せて五万元以上二十万元以下の罰金を課す。事情が厳しい場合、県級以上の人民政府の循環経済総合管理部門は、意見を提出してその人民政府に報告し、国務院の規定した権限に従って責任を持って業務停止あるいは廃業の許可を受ける。

本法の規定に違反して淘汰リストに記載されている設備・材料・あるいは製品を輸入した場合、税関の責任で送り返し、十万元以上百万元以下の罰金を課してよい。輸入者が不明の場合、輸送を請け負った者が責任を持って送り返し、あるいは関連する処置費用を負担する。

第五十一条 (有害有毒物質の使用) 本法の規定に違反して、分解あるいは処置の過程で環境汚染する可能性の有る電器電子などの製品に対して、国家の使用禁止リストに記載されている有害有害物質を設計使用している場合、県級以上の地方人民政府の製品品質監督部門は責任を持って期限を定めて改正させ、二万元以上二十万元以下の罰金を課す。状況が厳しいときは、県級以上の地方人民政府の製品品質監督部門はその政府の工商行政管理部門に関連状況を通報し、工商行政管理部門は法により営業許可証を取り消す。

第五十二条 (不適合油燃焼ボイラ等の使用) 本法の規定に違反して、電力・石油加工・化工・鋼鉄・有色金属と建材などの企業が、国家の規定に符合しない油燃焼の発電機システムあるいは油燃焼のボイラを、規定された範囲あるいは期限内に使用停止しない場合、県級以上の人民政府の循環経済発展総合管理部門は責任を持って期限を定めて改正させ、併せて五万元以上

五十万元以下の罰金に処す。

第五十三条（鉱山企業の違反）本法の規定に違反して、鉱山企業が法により審査確定した坑道を使った採掘率・採鉱の貧鉱化率・選鉱回収率・鉱山水循環利用率と土地復墾率などの指標を未達成の場合、県級以上の人民政府の地質鉱産主管部門は責任を持って期限を定めて改正させ、五万元以上五十万元以下の罰金に処す。期限を過ぎても改正しない場合、採鉱許可証発行部門は法により採鉱許可証を取り消す。

第五十四条（レンガの生産販売使用）本法の規定に違反して、国務院あるいは省・自治区・直轄市人民政府が規定した生産・販売・使用を禁止した粘土レンガを期限内あるいは区域内で生産販売あるいは使用した場合、県級以上の地方人民政府の指定部門は責任を持って期限内に改正させ、違法所得を没収する。期限を過ぎても生産販売を継続していた場合、地方人民政府の工商行政管理部門は法により営業許可証を取り消す。

第五十五条（低熱値燃料発電電力）本法の規定に違反して、電力網企業が企業の余熱・余圧・石炭層ガス・およびボタ（石炭脈石）・石炭泥・ゴミなどの低熱値の燃料で生産した電力を購入しなかった場合、国家電力監理機構は責任を持って期限を定めて改正させ、法により賠償責任を負わせる。

第五十六条（再利用・再製造品の標識）本法の規定に違反して、下記の一つに該当する場合、地方人民政府の工商行政管理部門は期限を定めて改正させ、五千元以上五万元以下の罰金を課してよい。期限を過ぎても改正しない場合、法により営業許可証を取り消す。損失が発生した場合、法により賠償責任を負わせる。

(一)再利用製品標識のない再利用電器電子製品の販売。

(二)再製造あるいは新品再生標識のない再製造あるいは新品再生した製品の販売。

第五十七条（刑事責任の追及）本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任

を追及する。

第七章 附 則

第五十八条 (施行日)本法は 2009 年 1 月 1 日より施行する。

+++++

注記:

本《中華人民共和国循環經濟促進法》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものでは有りません。

なお、各条の後の()内の記述は、訳者が読者の便宜のために付加したもので、中国文の正式な循環經濟促進法にはありません。